



国官参自保第567号の1  
令和元年12月27日

一般社団法人日本損害保険協会会長 殿

国土交通省自動車局

保障制度参事官室長



### 脳脊髄液漏出症診療指針について

標記については、厚生労働省において平成19年度から厚生労働科学研究費補助金で「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）において平成28年度から障害者対策総合研究開発事業で「脳脊髄液減少症の非典型例及び小児例の診断・治療法開拓に関する研究」がなされており、関連8学会（日本脊髄障害医学会、日本脊椎脊髄病学会、日本脊髄外科学会、日本脳神経外傷学会、日本頭痛学会、日本神経学会、日本整形外科学会、日本脳神経外科学会）の承認のもと、「脳脊髄液漏出症診療指針」が令和元年12月に発行されたところです。

脳脊髄液減少症については、自賠責保険等を通じた被害者の救済に対して期待が高まっていることから、貴協会においても、この診療指針を有効に活用し、適正な保険金の支払いを通じて被害者保護の一層の充実に努めるよう、傘下会員に対し、周知して頂くようお願い致します。



国官参自保第50号  
平成28年4月20日

一般社団法人日本損害保険協会会長 殿

国土交通省自動車局保障制度参事官室長

### 硬膜外自家血注入療法の社会保険適用について

脳脊髄液減少症に係る硬膜外自家血注入療法(いわゆる「ブラッドパッチ療法」)については、平成27年度までは先進医療でありましたが、中央社会保険医療協議会からブラッドパッチ療法の適用を含めた平成28年度診療報酬改定に関する答申が出され、これによる平成28年度診療報酬改定により、ブラッドパッチ療法は平成28年4月より社会保険に適用されることとなりました。

当該療法の保険導入後においては、受診者の費用負担が軽減され、脳脊髄液減少症を取り巻く治療環境が大きく変化すると考えられます。

貴協会におかれましては、引き続き、自賠責保険金の適正な支払を通じて、被害者保護の充実に努めるよう傘下会員への周知をお願いいたします。

#### <参考>

##### ○ 平成28年度診療報酬の算定方法

##### 別表第1 医科診療報酬点数表

##### J007-2 硬膜外自家血注入 800点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして  
地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に  
限り算定する。

2 硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺等の費用は、所  
定点数に含まれるものとする

国官参自保第714号の1  
平成24年3月23日

社団法人日本損害保険協会会長 殿

国土交通省自動車局  
保障制度参事官室長

脳脊髄液減少症に係る画像診断基準について

標記については、厚生労働省において平成19年度から厚生労働科学研究費補助金で「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」がなされており、平成22年度総括研究報告書にて、脳脊髄液漏が確実な症例を診断するための基準案として、脳脊髄液漏出症及び低髄液圧症について、それぞれ画像判定基準案及び画像診断基準案が報告され、平成23年10月には、これらの診断基準案が診断基準として関係学会の了承を得られ、公表されたところです。

脳脊髄液減少症については、自賠責保険等を通じた被害者の救済に対して期待が高まっていることから、貴協会においても、この診断基準を有効に活用し、適正な保険金の支払いを通じて被害者保護の一層の充実に努めるよう、傘下会員に対し、周知して頂くようお願い致します。